

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主利益の最大化を念頭に、経営環境の把握や経営判断の迅速化を図ると共に、経営の透明性及び公正性確保のために管理組織の充実に努め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(1-2-4) 自社の株主構成を踏まえた、議決権の電子行使を可能とするための環境づくり、招集通知の英訳

当社は、株主総会においてインターネットによる議決権の行使を認めております。また、現状では当社株主における海外投資家の比率を考慮し、議決権電子行使プラットフォームの採用や招集通知の英訳は行っておりませんが、今後は株主構成の動向に注意し、必要に応じて検討を進めてまいります。

(1-2-5) 信託銀行名義で株式を保有する機関投資家の株主総会における自らによる議決権行使

当社では、議決権の行使が可能な株主を、基準日時点において株主名簿に登録された議決権を有する株主に限定しております。今後は、株主構成の変化などに注意し、必要に応じ実質株主の株主総会への出席などについて信託銀行と協議しつつ検討してまいります。

(3-1(i)) 経営理念や経営戦略、経営計画

当社の経営理念や行動理念については、ホームページ上に記載しております。(http://www.nittofc.co.jp/company/policy.html)

また当社グループが手掛ける肥料事業・商社事業・不動産賃貸事業のいずれも急激な販売拡大が見込めるものではなく、安定的な収益の確保を目指していることから、投資家の皆様に経営成績を正しく御理解いただく為の情報開示の在り方として、単年度ごとの業績見通しを公表する事とし、中期経営計画は社内での経営目標と位置付けて策定しているため、公表しておりません。また単年度ごとの業績見通し達成の積み重ねが結果的に中期経営計画の達成に繋がると考え、取締役会では単年度ごとの業績見通しに対する進捗状況や差異分析の報告がなされております。

(3-1-2) 自社の株主構成を踏まえた、合理的な範囲における英語での情報の開示・提供

現状では当社株主における海外投資家の比率を考慮し、英語での情報開示・提供は行っておりませんが、今後は株主構成の動向に注意し、必要に応じて検討を進めてまいります。

(4-2-1) 健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ

現状では取締役の報酬は現金報酬のみとなっておりますが、今後自社株報酬の要否について検討してまいります。

(4-11-3) 取締役会全体の実効性分析・評価及びその結果の概要の開示

取締役会全体の実効性に関する分析や評価につきましては、外部機関による各取締役への意見聴取により実施しております。なお、その結果の概要に関する毎年の開示につきましては、今後の課題と認識し検討してまいります。

(5-2) 経営戦略や経営計画の策定・公表

当社グループが手掛ける肥料事業・商社事業・不動産賃貸事業のいずれも急激な販売拡大が見込めるものではなく、安定的な収益の確保を目指していることから、投資家の皆様に経営成績を正しく御理解いただく為の情報開示の在り方として、単年度ごとの業績見通しを公表する事とし、中期経営計画は社内での経営目標と位置付けて策定しているため、公表しておりません。また単年度ごとの業績見通し達成の積み重ねが結果的に中期経営計画の達成に繋がると考え、取締役会では単年度ごとの業績見通しに対する進捗状況や差異分析の報告がなされております。なお、今後の新たに策定する中期経営計画は、自社の資本コストを的確に把握した上で、検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(1-4) いわゆる政策保有株式

当社が保有する政策保有株式は、取引関係の維持、強化を目的としたものであります。保有株式は経済合理性や将来の見通しを取締役会で定期的に検証し、保有意義が薄れたと判断されるものについては、当該企業の状況を勘案した上で売却を進めることとしております。政策保有株式に係る議決権の行使については、保有している企業及び当社の企業価値向上などの観点から総合的に判断しております。

(1-7) 関連当事者間の取引

関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らして合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行っています。

(2-6) 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は確定給付型年金制度を導入し、積立金の管理・運用は外部の年金運用機関に委託しております。運用状況については、受託機関からの定期的な報告によりモニタリングを行っております。

また、担当者には必要な経験や資質を備えた人材を配置し、必要に応じて研修や各種セミナーへの出席により業務知識の習得をさせております。

(3-1(ii)) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、株主利益の最大化を念頭に、経営環境の把握や経営判断の迅速化を図ると共に、経営の透明性及び公正性確保のために管理組織の

充実に努め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。

(3-1(iii)) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

役員の報酬額は、株主総会決議で最高限度額が決定されており、基本報酬については役員報酬内規に基づき役位、経験、年齢及び貢献度等を勘案して算定され、個別の支給額は取締役会(監査等委員については監査等委員会)にて決定しております。また業績報酬については、会社の前事業年度の業績に応じ、毎年12月開催の取締役会において総額を決定の上、取締役会(監査等委員については監査等委員会)にて役員毎の配分を決定しております。また各取締役の報酬を決定するに当たり、客観性を確保するため指名報酬委員会からの提案内容を尊重することとしております。

(3-1(iv)) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部および取締役の選任に当たっては、役員選任内規に従い、資質・能力ともに優れ、円満な人格を備えた者とし、主体性、先見性、指導力、行動力、問題発見能力、判断力などを勘案のうえ選定しております。また監査等委員である取締役については、企業会計や会社法に加え情報開示に関する諸規則に精通するなど、その監査能力と独立性について確認の上、監査等委員会の承認を受ける事としております。また選任や指名に当たっては、その客観性を確保するため指名報酬委員会からの提案内容を尊重することとしております。経営陣幹部および取締役の解任に関しては、指名報酬委員会の意見を聴取した上で、個々の実績や会社への貢献度、管理能力や資質、職務執行状況等を総合的に勘案して、取締役会で解任の是非を審議することとしております。

(3-1(v)) 3-1(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
株主総会招集通知において、全ての取締役候補者について選解任理由を記載しております。

(4-1-1) 取締役会の経営陣に対する委任の範囲と概要

当社では、定款のほか、取締役会規程、経営会議規程、業務分掌事項、職務権限事項などの社内規程により、取締役会の決議事項、付議事項、経営陣を含めた役職員の業務分掌や権限を明確化するようにしております。

(4-8) 会社の持続的な成長・中長期的な価値向上に寄与する資質を十分に備えた独立社外取締役の、少なくとも2名以上の選任
当社では、監査等委員である取締役4名のうち、3名が独立社外取締役であります。

(4-9) 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社では、監査等委員である社外取締役を独立社外取締役として指定しております。独立社外取締役の要件として、金融商品取引所の定める基準や、企業会計及び会社法に加え、情報開示に関する諸規則に精通し、役員の血縁でなく取引関係に影響されない立場に有るなど、当社の役員選任内規における監査等委員としての要件を満たす事を選任基準としています。

(4-11-1) 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社では、定款で監査等委員でない取締役を12名以内、監査等委員である取締役を5名以内と定めております。また役員選任内規において、一定以上の役職や経験を要件としております。

(4-11-2) 社外取締役の兼任状況

社外取締役の兼任状況につきましては、有価証券報告書並びに株主総会招集通知に記載しております。またその兼任の数は、業務に支障が生じない合理的な範囲にとどまっていると認識しております。

(4-14-2) 取締役に対するトレーニング

当社は、取締役がその職責を十分に果たすには、担当する業務や財務、組織、法律などに関する幅広い知識のアップデートを継続的に行うことが必要であると考えております。各取締役は外部のセミナーを適宜活用するなどして自己研鑽に努めており、必要に応じて会社がその費用を支援しております。

(5-1) 株主との建設的な対話

株主との対話については、株主総会における質問には丁寧に答えるよう努めております。またIR担当部門として経営企画部を中心に、必要に応じて他部門との連携を図りながら、個別の面談などに対応しております。これらの対話で得られた株主からの意見については経営陣にフィードバックされ、必要に応じて対応が検討されます。また株主への情報提供の便宜を図るため、決算情報や適時開示情報を当社ホームページ(<http://www.nittofc.co.jp/>)に記載しております。インサイダー情報については、社内規程に基づき管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ワタカネルーツ株式会社	3,300,000	13.13
渡辺商事株式会社	2,016,590	8.02
東邦総合サービス株式会社	1,210,800	4.81
日本生命保険相互会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	970,300	3.86
渡邊 要	872,860	3.47
渡邊 浩史	705,437	2.80
株式会社A.1	585,494	2.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	571,900	2.27
三井物産株式会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	556,250	2.21
三井住友海上火災保険株式会社	533,750	2.12

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	9 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮下 英二	他の会社の出身者											
伊藤 彰夫	公認会計士								○			
岩田 香織	弁護士								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮下 英二	○	○	同氏はパナソニック株式会社及びその関連会社であるパナソニックデバイスSUNX株式会社の出身者であり、当社はその両社との取引関係はありません。	長年にわたる上場事業会社管理部門での指導的立場で豊富な業務経験を有しており、企業財務に関する知見を当社の監査に反映していただくため、社外取締役に選任しております。証券取引所の指定する条件及び実態面からみて、一般株主との利益相反の恐れが無く、独立役員としてふさわしいと考えます。

伊藤 彰夫	○	○	同氏はアタックス税理士法人の社員であり、同税理士法人は当社および一部の子会社と取引がありますが、その額は僅少であり、当社の主要な取引先には該当しません。	公認会計士・税理士としての専門的知見と幅広い見識を有していることに加え、事業会社において社外監査役としての経験も有しており、経営全般に有用な助言を行っていただくことを期待し、社外取締役を選任しております。証券取引所の指定する条件及び実態面からみて、一般株主との利益相反の恐れが無く、独立役員としてふさわしいと考えます。
岩田 香織	○	○	同氏は辻巻総合法律事務所所属の弁護士であり、同事務所は当社と取引がありますが、その額は僅少であり、当社の主要な取引先には該当しません。	弁護士としての専門的知見と幅広い見識を有しており、当社のコーポレートガバナンスを一層強化するために有用な助言を行っていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。証券取引所の指定する条件及び実態面からみて、一般株主との利益相反の恐れが無く、独立役員としてふさわしいと考えます。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

当社は現在監査等委員会の職務を補助すべき使用人を選任していませんが、必要なときは、監査等委員の業務補助のため独立性を確保したスタッフを置くものとし、その人事については取締役と監査等委員が意見を交換することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新
--

監査等委員会は、定期的に当社社長と意見交換会を実施するとともに、会計監査人から会計監査の内容について説明を受け、情報を交換するなどの連携を図るとともに、会計監査人及び内部監査部門との三様監査での情報交換を行い、常に連絡を密にし、監査の実効性を上げるべく努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役会及び監査等委員会の諮問機関として代表取締役社長及び社外取締役等から構成される指名報酬委員会を任意で設置し、取締役(監査等委員を除く)候補者及び監査等委員である取締役候補者の指名、並びに取締役(監査等委員を除く)及び監査等委員である取締役の報酬などにつき、取締役会及び監査等委員会に対して提案を行うことにより、役員の指名及び報酬決定に関する手続の客観性と透明性の確保に努めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

役員賞与の考え方としては、支給の判定を一定水準の利益の範囲内とし、貢献度に応じて配分しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役7名(監査等委員を除く)に支払った報酬は105,076千円、取締役5名(監査等委員)に支払った報酬は18,547千円(うち社外取締役4名17,232千円)であります。以上の報酬額には役員退職慰労引当金3,904千円を含みます。左記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額18,000千円を支払っております。このほか、第66回定時株主総会の決議に基づき、退任した取締役(監査等委員を除く)1名に対し4,600千円、監査等委員である取締役(社外取締役)1名に対し4,280千円の退職慰労金を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

毎月開催の取締役会および臨時取締役会の出席に際して社外・社内問わず非常勤取締役に対し、事前に資料配付と概要説明がされており、情報伝達サポート体制は、確立されております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、毎月開催され、経営状況、計画の進捗状況は遅滞なく報告されており、必要に応じて臨時取締役会を招集し、経営上の意思決定および適切な対応を迅速に実施しております。また、取締役会に先立ち、社長以下経営幹部で構成される経営会議を開催し、経営基本方針および業務上の重要事項を協議決定の上取締役会に上程しております。執行体制につきましては、取締役会の決定する基本方針に基づき、代表取締役社長が経営の全般的業務を執行しており、組織規程に定める業務分掌と職務権限により各業務執行部門を統轄しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の健全性と透明性を確保するため監査等委員会制度を採用しております。監査等委員である取締役4名のうち3名を社外取締役とし、取締役会における議決権を行使可能とすることで、取締役会の監督機能強化を図っております。また、取締役の指名や報酬については、指名報酬委員会が取締役会や監査等委員会に対し提案を行い、その内容を尊重して決定することで透明性の確保に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	記載内容の正確性確保に細心の注意を払いつつ、法定スケジュール(株主総会の2週間前までに発送)より可能な限り早期の発送ができるよう努めております。「第67回定時株主総会招集ご通知」につきましては、法定スケジュールでは2018年12月6日発送のところ、1日間短縮し2018年12月5日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会は毎年12月に開催しており、集中日は回避できていると考えております。
電磁的方法による議決権の行使	第67回定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を認めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	一般投資家を中心とする利害関係者への情報提供につきましては、インターネット・ホームページにおいて情報の更新を随時行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が、担当部署になっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	「地球にやさしく生命を支える」という経営理念に基づき、環境に配慮した商品の開発及び栽培技術の普及活動に力を入れております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が業務の適正を確保するための体制として決議した内部統制システムの基本方針は、以下のとおりであります。以下監査等委員である取締役を監査等委員、それ以外の取締役を取締役と記載いたします。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は業務執行全般について、各業務に関する管理規程を設け、これを内部監査により補完してコンプライアンスの確保に努め、金融商品取引法に対応するため内部統制監査を実施しております。

取締役会及び経営会議など社長を議長とする重要会議において、コンプライアンス及びリスク管理に関する案件を審議することにより取締役全体の意識を高めたうえ、各取締役が統括する部門においてはコンプライアンス・ガイドラインやコンプライアンスの研修を通して、所属する当社グループの構成員の啓発に努めるとともに、報告・連絡・相談励行規程などにより情報を共有しております。また当社グループにおける問題の相談窓口は内部通報制度運用規程で社内は経営企画部または監査等委員会、社外は弁護士事務所としております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程を定め、リスクの管理体制を整備したうえ、リスクの予防またはリスクが発生した場合の損失の最小化を図っております。製造に関しては、創業から間もなく伊勢湾台風という大災害に被災した経験から、リスクの分散を図るため、関東、北海道へと拠点を設け全国3工場体制を取り、各工場ともに、名古屋には本社機能を有し、千葉、室蘭には各支店を併設して、工場と事務管理、営業の機能が緊密なあらゆる問題に機動的に対応できる体制としております。また、各工場における環境面、安全衛生面につきましては本社製造本部が統括したうえ、各工場の安全管理者、衛生管理者が安全衛生の業務に就き、毎月開催する安全衛生委員会において、問題点の改善に努力するとともに、事故に際しては、関係者よりレポートを提出させ、全工場へ回覧及び必要な措置を講ずるなど再発の防止に努めております。

情報システムにつきましても、当社グループ全体のシステム一式を当社の室蘭支店にてバックアップすることで、災害時の迅速な代替稼働が可能となっております。経理面につきましては、各部門による自律的な管理を基本としつつも、当社の経理部がグループ全体の管理を実施しております。なお、有事の際は、緊急事態対応措置規程より社長を統括責任者とする緊急対策本部を設置して危機管理に当たることとしております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催して重要事項を決定し、併せて取締役の業務執行状況を報告させることにより相互の監督等を実施しております。

取締役会の機能をより強化し経営効率の向上を図るため、社長以下業務執行取締役及び次席者、常勤の監査等委員、子会社取締役をメンバーとする経営会議を毎月開催し、リスク管理、経営計画の予実管理、業務執行の基本的事項に係る意思決定を機動的に実施し、重要な案件について十分に審議しております。

業務の運営については、将来の事業環境を見据えた年度予算を策定し、当社グループ全体の目標を設定のうえ各社において、その目標達成に向け具体策を立案し実行しております。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は情報セキュリティ管理規程を制定しており、当社グループの保有する情報資産については、個人用パソコンの社内持込みを禁止したうえ、パソコン監視ソフトによるログ監視やウイルス対策ソフトを常に最新のものに更新するなど、機密情報の漏洩防止対策を行っております。また、機密保持に関する誓約書を当社グループ構成員全員から取得しております。なお、個人情報の管理については、個人情報保護規程を制定し、個人情報の保護に努めており、文書に関しては文書管理規程に基づき保存及び廃棄をしております。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループを構成する各社の社長及び実務担当者を構成員とし、当社社長を議長とする関係会社社長連絡会議や子会社の取締役会を毎月開催し、経営状況の報告と懸案事項の検討を実施しております。また、関係会社管理部署を経営企画部と定め、各社における業務執行状況の報告を求め、重要事項については稟議書を提出して当社社長の決裁を得させるものとし、当社の取締役会に毎月の状況を報告して必要事項を承認のうえ、定期的に内部監査を実施することによりその適正を確保するなど、グループ各社において、法令遵守及びリスク管理の内部管理体制を構築しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人

監査等委員会の職務を補助すべき使用人が必要なときは、監査等委員会の業務補助のため独立性を確保したスタッフを置くものとし、その人事については取締役と監査等委員会が意見を交換することとしております。

当該使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、取締役は当該使用人の職務の執行を不当に妨げないこととしております。

(7) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の費用または債務の処理の方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務に必要なでないと認められるものを除き、速やかに当該請求に応じることとしております。

(8) 監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人等は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、法令に従い直ちに監査等委員会に報告します。また、その報告をしたことによって不利益な取扱いを受けないことを規定しております。

常勤監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議、関係会社社長連絡会議など重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役または使用人等に説明を求めています。

更に監査等委員会は、定期的に当社社長と意見交換会を実施するとともに、当社会計監査人であります有限責任監査法人トーマツから会計監査の内容について説明を受け、情報を交換するなどの連携を図るとともに、有限責任監査法人トーマツ及び内部監査部門との三様監査での情報交換を行い、常に連絡を密にし、監査の実効を上げるべく努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除の体制については、反社会的勢力対応規程により反社会的勢力に対し利益供与を排するなどいかなる関係も持たないことを明確にし、情報収集に努め毅然とした態度により対応することとしております。反社会的勢力への対応部署は経営企画部とし、総務部や警察を含む外部専門機関とも連携して組織的に対応しております。

当社グループが反社会的勢力との取引を未然に防ぐため、反社会的勢力対応規程及びマニュアルより取引開始前に取引先が反社会的勢力でないかの確認をしています。また万が一反社会的勢力であったと判明した場合に直ちに契約を解除できるよう契約書に「反社会的勢力との関係排除、契約解除」事項の明記、または「反社会的勢力排除に関する覚書」の締結を推進しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示体制の整備に向けた取組み

(重要な内部情報の公表)

金融商品取引法・東京証券取引所の定める有価証券上場規程および名古屋証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従って行うものとし、その内容や時期については経営会議で適宜審議を行い、取締役会にて決定しています。適時開示手続は原則として情報管理責任者のもと、経営企画部が行っており、自社ホームページへアップロードする際もTDnetの開示状況を確認した直後に経営企画部内の特定のPCから手動で行っています。

(役職員のインサイダー取引防止策)

コンプライアンスガイドラインの順守事項で「株式等の不正取引(インサイダー取引)は行わない」と明文化し、当社グループ全社員に機密保持に関する誓約書をとったうえ、内部者取引防止規程にもとづき未公表の重要事実に関する情報の管理を行うとともに、自社株式売買に関しては役職員に限らず臨時社員、嘱託、パートタイマーを含めて、事前届出を義務付けており、情報管理責任者を通して代表取締役社長の承認をとっています。なお、承認後は翌日から3日間以内の売買を義務付けています。インサイダー取引規制に関する全役職員への周知徹底を図るため、役員および部課長クラス向けの社内インサイダー勉強会や、その他の職員向けのクイズ形式によるコンプライアンス順守やインサイダー取引規制の自主勉強会を実施しています。

(公平かつ容易な情報の取得機会)

原則として自社ホームページを通して有価証券報告書等各財務情報やビジネスレポート、学生に対しては採用情報などを掲載しており、公平かつ容易な情報の取得機会を確保しています。

2. 適時開示資料等の管理状況

(マニュアル)

部外者が適時開示情報を公表時刻前に閲覧できないように手続を定めており、決定事実または発生事実、決算情報、業績予想修正の3パターンの適時開示手続フローを、当該適時開示情報の内容に応じて使い分けています。

(自社ホームページ用のデータ作成・公表)

情報管理責任者は、取締役会で承認された情報である事を確認のうえ、IR担当部門(経営企画部)に適時開示情報を提供し、社内サーバー内の許可された者以外はアクセスできない領域のホームページ用事前テスト環境で作業を実施します。開示時刻になった段階で、TDnetで実際に開示されている事を必ず確認した後、適時開示情報を社外の自社ホームページ用サーバーにアップロードして、複数のPCで自社ホームページ上に掲載されているかを確認します。